

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 2年 6月 1日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 9時51分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8人)	相馬 欣行 米谷 政久 中山真由美 川添 康大 長嶋 一樹 小沼 富夫 大山 学 舘 大樹 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子 越水 崇史
7 説 明 員 (3人)	総務部長 (山室 好正) 総務部参事 (兼) 文書法制課長 (三河 秀行) 文書法制課文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事 (兼) 次長 主査
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

## 議 題 1 令和2年6月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【館大樹議員】 皆さん、おはようございます。6月議会がいよいよスタートということになります。今定例会では、議員報酬に係る条例の一部改正、また、一般質問の時間制限の変更など、我々に直接影響を与えます案件が予定されております。議員各位の議会運営に対する御理解に対しまして感謝を申し上げますとともに、引き続きの御協力をお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長【相馬欣行議員】 次に、総務部長から、執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【山室好正】 おはようございます。本日は、6月5日金曜日に招集いたします伊勢原市議会6月定例会の市長提出議案等につきまして御説明申し上げます。

6月定例会に提出いたします議案等は、条例議案が5件、補正予算議案が1件、その他の議案が1件、報告案件が3件の合計10件でございます。

初めに、条例5議案につきまして御説明申し上げます。

○議案第25号 伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案書の4ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民生活への影響及び厳しい経済情勢に鑑み、特別職員の給与について、さらに減額措置を講ずるため、提案するものでございます。

5ページに改正条例案、6ページに新旧対照表を掲載してございますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

○議案第26号 伊勢原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

次に、7ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員へ、新型コロナウイルス感染症に係る特例として特殊勤務手当を支給することについて提案するものでございます。

8ページに改正条例案、9ページに新旧対照表を掲載してございます。

○議案第27号 伊勢原市税条例等の一部を改正する条例について

次に、10ページを御覧ください。地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税では、未婚の独り親に対するひとり親控除の創設など、固定資産税では、所有者

不明土地等に係る課税上の課題への対応などに関して所要の措置を講ずるとともに、その他所要の整理を行う必要が生じたため、提案するものでございます。

11ページから24ページまでに改正条例案を、また、25ページから95ページまでに新旧対照表を、また、96ページから100ページまでに改正要旨を掲載してございます。

○議案第28号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

次に、101ページを御覧ください。地方税法の一部改正に伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関して所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものでございます。

102ページに改正条例案、103ページ、104ページに新旧対照表を掲載してございます。

○議案第29号 伊勢原市手数料条例の一部を改正する条例について

次に、105ページでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、提案するものでございます。

106ページに改正条例案、107ページ、108ページに新旧対照表を掲載してございます。

続きまして、補正予算1議案につきまして御説明申し上げます。

○議案第30号 令和2年度伊勢原市一般会計補正予算（第3号）

クリーム色の表紙の補正予算及び予算説明書3ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額から2億3716万円を減額し、歳入歳出予算の総額を445億6972万6000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第2条地方債の補正も、後ほど御説明いたします。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、22ページ、23ページを御覧いただきたいと思っております。説明欄に沿って御説明申し上げます。

1款、1項議会費における議員報酬265万2000円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への活用に向け、議員報酬の一部を7月から3か月間減額いただくものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費における財政運営事務費24万5000円の追加は、令和元年度に借り入れた小中学校全普通教室等へのエアコン設置に係る財務省資金の借入れについて、国庫補助対象外となった経費に係る借入れを繰り上げて償還するため、所要の加算金を計上するものでございます。

続きまして、自治会振興費260万円の追加は、新たに採択された一般財団法人自治総合センターの全国自治宝くじの収益金を財源といたしましたコミュニティ助成事業助成金を活用し、テントや長机など、自治会が行う地域コミュニティ活動に必要な備品の整備を支援するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費における感染症予防対策事業費1200万円の追加は、議員報酬の減額による財源も活用しつつ、消毒資機材やマスク、防護服等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な備品等を整備するものでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋りょう費における交通安全施設整備事業費8000万円の減は、市道145号線のバリアフリー化工事、市道109号線、491号線及び1114号線の小学校通学路グリーンベルト設置工事について、令和元年度の国の補正予算第1号により国庫補助金の採択があり、さきの3月定例会におきまして所要の予算措置を行い、令和2年度へ繰り越して事業執行するとしたため、令和2年度当初予算と重複計上となっておりますので、令和2年度予算から、財源と合わせて減額し、予算上の整理をするものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。4項都市計画費における都市計画道路田中笠窪線整備事業費9595万8000円の減及び公園維持管理費9920万円の減も同じく重複計上事業を整理するものでございます。都市計画道路田中笠窪線整備事業費は、電線共同溝工事、また、公園維持管理費は総合運動公園再生修復整備工事におけるアスレチックや展望デッキほか整備工事について、令和2年度予算から、財源と合わせて減額し、予算上の整理をするものでございます。

次に、8款、1項消防費における消防団活動事業費100万円の追加及び自主防災活動育成事業費80万円の追加は、新たに採択されたコミュニティ助成事業助成金を活用し、後方支援用テントなど消防団が行う警防活動に必要な装備品及びトランシーバーなど自主防災会の活動に必要な資機材の整備を進めるものでございます。

また、中段の財源更正につきましては、本年度更新を予定している救助工作車について、歳出予算の補正はございませんが、新たに国庫補助金が採択されたことに伴い、財源内訳を変更するものでございます。

最後に、11款、1項公債費における償還元金2400万円の追加及び償還利子5000円の追加は、さきに御説明した財務省資金の繰上償還に所要の元金及び利子を計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正内容につきまして御説明いたします。18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って説明申し上げます。

初めに、15款国庫支出金、2項国庫補助金における社会資本整備総合交付金道路事業1920万円の減は、都市計画道路田中笠窪線整備事業費の減に、防災・安全社会資本整備交付金道路事業4360万円の減は、交通安全施設整備事業費の減に、社会資本整備総合交付金都市公園等事業4900万円の減は、公園維持管理費の減に伴うもので、それぞれ令和元年度予算との重複計上事業の整理によるものでございます。

続きまして、緊急消防援助隊設備整備費補助金3905万7000円の計上

は、予定しております救助工作車の更新について、当初予算編成時点では見込んでいなかった国庫補助金が新たに採択されたことにより計上するものでございます。

次に、19款繰入金、2項基金繰入金における財政調整基金繰入金2948万3000円の追加は、今回の補正により生じる一般財源の不足を調整するものでございます。

次に、21款諸収入、4項雑入におけるコミュニティ助成事業助成金の計上は、総務費雑入において、自治会振興費の追加財源として260万円、また、消防費雑入において、消防団活動事業費及び自主防災活動育成事業費の追加の財源として180万円、それぞれ助成金が新たに採択されたことにより計上するものでございます。

最後に、22款、1項市債における道路橋りょう整備事業債3520万円の減は交通安全施設整備事業費の減、都市計画道路整備事業債の7590万円の減は都市計画道路田中笠窪線整備事業費の減に伴うもので、それぞれ重複計上事業の整理によるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。地域公園整備事業債4850万円の減は、公園維持管理費の減に伴うもので、重複計上事業の整理によるものでございます。

続きまして、消防施設整備事業債3870万円の減は、新たに国庫補助金の採択があったことに伴い、救助工作車更新の財源から減額するものでございます。

次に、地方債の補正につきまして御説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。第2表地方債補正は、市債の補正に伴い、起債の限度額を変更するものです。起債限度額の合計は、最下段のとおり、23億190万円から21億360万円へ、1億9830万円の減額となります。

以上が、補正予算1議案についての説明でございます。

それでは、次にその他の議案1議案について御説明申し上げます。

#### ○議案第31号 物件供給契約の締結について

議案書109ページを御覧ください。救助工作車1台の物件供給契約の締結につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。

110ページに契約内容、111ページに物件供給契約締結状況、また、112ページに救助工作車概要を掲載してございます。

次に、報告案件3件について御説明いたします。

#### ○報告第5号 令和元年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

113ページを御覧ください。地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

114 ページに繰越明許費繰越計算書を掲載してございます。

○報告第6号 令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

次に、115 ページを御覧ください。地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について、同条第3項の規定により報告するものでございます。

116、117 ページに繰越計算書を掲載してございます。

○報告第7号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

次に、118 ページを御覧ください。事故の概要でございます。119 ページを御覧ください。令和2年2月5日、教育部職員が、委託先の事業所内駐車場で公用車を後進で駐車区画に入庫した際、車両後部が、右側に停車してございました相手方車両の左側前方部に接触し、損傷を与えたものでございます。本市と相手方の過失割合は、市側100%で、本市の賠償額は15万5628円となり、本市賠償額につきましては任意保険により補填されます。

以上で、6月定例会に提出いたします議案等についての御説明を終了させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等に適切に対応するための一般会計補正予算1件及び任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦に係る人事案件1件につきまして、議案を追加提出させていただく予定でございます。人事案件につきましては、平成29年10月1日から人権擁護委員として御活躍いただいております飯島弘氏の任期が令和2年9月30日をもって満了となりますことから、現在、後任の人選を進めているところでございます。

また、伊勢原市土地開発公社等の令和元年度の事業報告及び決算に係る報告3件を追加提出させていただく予定でございますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○委員長【相馬欣行議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】 それでは、お配りしてございます、議会運営委員会、議会側処理事項（6月1日）を御覧ください。

1、請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が4件提出されております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

2、議員提出議案の提出について。議員提出議案第1号について、当初議案として提出し、提案説明の後、質疑、討論、採決を行います。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、

事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】 正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚お配りしてありますので、御覧ください。1枚目は6月5日分で、「議員提出議案第1号、伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は付託省略。2枚目は6月12日分で、市長提出議案第25号から第31号までの7件については、いずれも付託省略。陳情は4件で、陳情第1号及び陳情第2号については総務常任委員会に付託、陳情第3号及び陳情第4号については教育福祉常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期日程についてを議題といたします。この件につきましては、過日原案をお示しし、了解を頂いておりましたが、去る5月20日の会派代表者会議において、6月定例会の対応について協議した結果、会期日程の変更がございました。事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】 会期日程につきましては、去る5月20日の会派代表者会議において、6月定例会の対応について協議した結果、一般質問の時間制限を、質問及び答弁時間を含め、1人当たり30分以内として、2日間の日程で行うことが決定したものでございます。

決定事項に基づいて日程を作成し、お配りしてありますので、御覧ください。会期は、6月5日から26日までの22日間。

- ・ 6月 5日 本会議 提案説明等
- ・ 6月 8日 一般質問通告期限正午
- ・ 6月12日 本会議 議案審議
- ・ 6月16日 委員会 付託審査  
(総務常任委員会、午前9時30分)  
(教育福祉常任委員会、午後1時30分)
- ・ 6月22日 本会議 一般質問
- ・ 6月23日 本会議 一般質問
- ・ 6月26日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定につきましては、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【相馬欣行議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、6月5日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。そのほかに何か発言があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時51分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和2年6月1日

議会運営委員会  
委員長 相馬 欣行